

旭川開発建設部入札監視委員会規則を次のように定める。

旭川開発建設部長 鹿嶋 弘律

旭川開発建設部入札監視委員会規則

(設置)

第1条 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）の趣旨並びに「随意契約の適正化の一層の推進について」（平成19年11月2日公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議申し合わせ）及び「随意契約見直し計画」（平成18年6月国土交通省）における第三者機関の活用に係る定めを踏まえ、入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性を確保するため、旭川開発建設部入札監視委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の事務)

第2条 委員会は、旭川開発建設部長の委嘱に基づき、旭川開発建設部が発注した工事、建設コンサルタント業務等、役務の提供等並びに物品の製造、財産の買入及び物件の借入に関し、次に掲げる事務を行う。

- (1) 入札及び契約手続の運用状況等についての報告を受けること。
- (2) 委員会が抽出したものに関し、次のことについて、審議を行い、意見の具申又は勧告を行うこと。
 - ア 一般競争入札方式参加資格の設定の理由及び経緯
 - イ 指名競争入札方式に係る指名の理由及び経緯
 - ウ 公募型プロポーザル方式、簡易公募型プロポーザル方式、標準プロポーザル方式、企画競争方式及び参加者の有無を確認する公募手続を行った契約方式に係る応募要件等の設定の理由及び経緯
 - エ 随意契約とした理由及び経緯
 - オ 契約方式の選択
- (3) 前号ウ及びエに規定するもののほか、委員会が抽出したものに関し、随意契約の適正化の観点から、別に定める事項についての審議を行い、意見の具申又は勧告を行うこと。
- (4) 入札及び契約手続（政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）適用対象工事は除く。）、に係る再苦情処理について審議を行い、報告を行うこと。
- (5) 「北海道開発局請負工事成績評定要領」（平成4年4月1日北開局工第2号。以下「工事成績評定要領」という。）に基づく請負工事の成績評定及び「北海道開発局委託業務成績評定要領」（平成7年4月3日北開局工第2号。以下「業務成績評定要領」という。）

いう。)に基づく委託業務の成績評定に係る再説明審査を行うこと。

- (6) 工事成績評定要領及び業務成績評定要領の運用に関する審議を行い、意見の具申又は勧告を行うこと。

(委員会の委員及び任期等)

第3条 委員は、公正中立の立場で客観的に入札及び契約についての審査その他の事務を適切に行うことができる学識経験等を有する者のうちから、旭川開発建設部長が委嘱する。

2 委員会は、委員5人で組織する。

3 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員は、非常勤とする。

6 委員の氏名及び職業は、公表する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 第2条第1号、第2号及び第3号の事務に係る会議（以下「定例会議」という。）は、委員長が招集し、原則として年4回開催する。

2 第2条第4号の事務に係る会議（以下「再苦情処理会議」という。）並びに第2条第5号及び第6号の事務に係る会議（以下「再説明会議」という。）は、それぞれ必要に応じ委員長が招集し、開催する。

3 前2項に掲げる各会議は非公開とし、議事の概要を公表する。

(抽出の委任)

第6条 委員会は、第2条第2号の抽出に関する事務を、あらかじめ指定した当番委員に委任することができる。

2 当番委員は、定例会議において、自らの行った抽出結果の報告を行わなければならない。

(抽出方法)

第7条 抽出は、第15条に基づく別記様式に定める入札・契約方式別の一覧表の中から、無作為の方法によって（工事については、入札・契約方式別に、無作為の方法によって）行う。

(意見の具申又は勧告)

第8条 委員会は、第2条第1号から第3号及び第6号の事務に関し、不適切な点又は改善すべき点があると認めたときは、必要な範囲で旭川開発建設部長に対して意見の具申又は勧告を行うことができる。

2 委員会は、前項の意見の具申又は勧告を行った場合には、公表を行う。

(再苦情処理)

第9条 委員会は、第2条第4号の事務に関し、再苦情の申立てがあったときは、却下すべき場合を除き、再苦情処理会議を開催し、審議を行う。

2 委員会は、前項の審議を終えたときは、意見書を作成の上、その結果を旭川開発建設部長に報告するとともに、公表を行う。

3 前項の報告は、再苦情の申立てがあった日からおおむね50日以内に行わなければならない。

(再説明審査)

第10条 委員会は、第2条第5号の事務に関し、再説明の申請があったときは、却下すべき場合を除き、再説明会議を開催し、審議を行う。

2 委員会は、前項の審査を終えたときは、意見書を作成の上、その結果を旭川開発建設部長に報告するとともに、公表を行う。

3 前項の報告は、再説明の請求があった日からおおむね50日以内に行わなければならない。

(談合情報対応)

第11条 委員は、「北海道開発局公正入札調査委員会の設置等について」(平成23年5月26日付け北開局工管第40号)別添2談合情報対応マニュアル及び「北海道開発局物品等公正入札調査委員会設置要領等の制定について」(平成25年3月27日付け北開局工管第672号)別紙2物品等契約に係る談合情報対応マニュアルに基づき意見を求められたときは、意見を具申する。

(委員の除斥)

第12条 委員は、第2条第2号から第5号の事務に関しては、自己又は3親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることはできない。

(秘密を守る義務)

第13条 委員は、第2条の事務を処理する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(委員会の庶務)

第14条 委員会の庶務は、技術管理官及び契約課長が処理する。

(報告の様式)

第15条 定例会議における報告及び再苦情の申立書の様式は、別記様式1から別記様式9

までに定める。

附 則

この通達は、平成 14 年 11 月 13 日から施行する。

附 則

この通達は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この通達は、平成 17 年 10 月 5 日から施行する。

附 則

この通達は、平成 18 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この通達は、平成 20 年 3 月 6 日から施行する。

附 則

この通達は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この通達は、平成 23 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この通達は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この通達は、令和元年 6 月 10 日から施行する。